

令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、担い手農業者個々の経営管理能力又は技能力向上のための活動を支援するため、令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(町規則の準用)

第2条 白鷹町農業再生協議会会長（以下「会長」という。）は、補助金の円滑な交付手続きを行うため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）を準用する。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、実施要綱第2に規定する農業者を対象とする。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第3に掲げる取り組みに要する経費（以下「事業費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 実施要綱第5の2に定める補助額については別表第1により算出した額とする。

2 実施要綱第5の3に定める補助額については、実費額又は3千円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 事業実施主体は、規則第4条に定める補助金交付申請書に令和6年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業実施計画書（様式第1号）及びその他関係書類を添え、事業実施前までに提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条の交付決定を受けた事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条の規定により会長の承認を受けようとするときは、令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業変更（中止）承認申請書（様式第2号）を提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和8年3月31日までのいずれか早い日とし、令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業成績書（様式第1号）及びその他関係書類を添え、会長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 会長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認められるときには、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助金精算払（概算払）請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

事業区分	種別	補助金の額	備考
実施要綱第3の(1)に定める事業	①大型特殊免許習得	研修活動に係る費用(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満は切り捨て)とする。ただし、47,000円を上限とする。	
	②けん引免許習得	研修活動に係る費用(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満は切り捨て)とする。ただし、76,000円を上限とする。	
	③大型特殊・けん引同時習得	研修活動に係る費用(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満は切り捨て)とする。ただし、123,000円を上限とする。	
	④フォークリフト免許習得	研修活動に係る費用(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満は切り捨て)とする。ただし、13,000円を上限とする。	
	⑤農業用ドローン免許習得	研修活動に係る費用(消費税を除く。)の3分の1の額(千円未満は切り捨て)とする。ただし、91,000円を上限とする。 事業実施主体が白鷹町防除協議会の構成員である場合は、研修活動に係る費用(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満は切り捨て)とし、125,000円を上限とする。	
実施要綱第3の(2)から(4)に定める事業		研修等費用(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満は切り捨て)とする。	

様式第1号

令和7年度白鷹町農業再生協議会
担い手農業者育成支援事業実施計画（成績）書

1 事業の目的

2 事業内容

※該当事業に☑をつけ、空欄には具体的な事項を記入。

☐（1）資格習得

（ 種類 ）

☐（2）専門講習受講

☐（3）全国大会参加

（ 種類 ）

（ 研修等名称 ）

☐（4）その他

（ 種類 ）

（ 内容 ）

3 実施（予定）期間 自 年 月 日

至 年 月 日

4 研修等受講料金 ￥ 円（税込）

※補助金額（事務局記載） ￥ 円

5 添付書類

① 実施計画書

ア 研修等受講料金等がわかる書類（見積書、料金表等）

イ 免許証の写し

② 実施成績書

ア 免許証又は受講終了証等の写し

イ 領収書又は請求書の写し

ウ その他会長が必要と認める書類

様式第2号

年 月 日

白鷹町農業再生協議会
会長 佐藤 誠七 殿

申請者 住 所
氏 名
(署名又は記名押印)
電話番号

令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業
変更(中止)承認申請書

年 月 日付け白再協発第 号により補助金の交付の決定の通知があった標記事業について、下記のとおり計画を変更(中止)したいので、白鷹町補助金等の適正化に関する規則第6条及び令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 変更(中止)の理由及び内容

2 事業の内容及び経費の配分 別紙のとおり(様式第1号別紙)

- (注) 1 関係書類は、事業の内容及び経費の配分について、変更内容が比較対照できるように変更前と変更後を二段書きするものとし、変更前を上段に括弧書きにすること。
- 2 補助金の額が増額する場合には、件名の「令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業変更(中止)承認申請書」を「令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり計画変更をしたいので、白鷹町補助金等の適正化に関する規則第6条及び令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、承認を申請します。」を「下記のとおり計画変更をしたいので、白鷹町補助金等の適正化に関する規則第6条及び令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

白鷹町農業再生協議会
会長 佐藤 誠 七 殿

申請者 住所
氏 名
電話番号

印

令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業
補助金精算払（概算払）請求書

年 月 日付け白再協発第 号をもって交付の決定の通知のあった令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助金について、補助金の精算払（又は概算払）を受けたいので、令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 精算払（概算払）請求金額 円

(2. 概算払を必要とする理由)

3. 振込先

金融機関名	預金種類 及び 口座番号	口 座 名 義
支店	預金	
	口座 番号	

様式第 1 号（規則第 4 条関係）

年 月 日

白鷹町農業再生協議会
会長 佐藤 誠七 殿

申請者 住 所
氏 名
(署名又は記名押印)
電話番号

令和 7 年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業
補助金交付申請書

令和 7 年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業について、令和 7 年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業費補助金 円を交付されるよう白鷹町補助金等の適正化に関する規則第 4 条及び令和 7 年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

添付書類

事業計画書

様式第3号（規則第11条、13条関係）

年 月 日

白鷹町農業再生協議会

会長 佐藤 誠七 殿

申請者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号

令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業
実績報告書

年 月 日付け白再協発第 号をもって交付の決定の通知があった令和
7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業補助金について、白鷹町補助金等
の適正化に関する規則第13条及び令和7年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支
援事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

記

添付書類

事業成績書